

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	国府地区 (西矢野、延命、矢野、観音寺、栄町、府中、中、早淵、和田、南岩延、北岩延)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月22日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・この地域も年々高齢化している。新規就農者や後継者を確保するためには、収入を増やすことが必要だ。
 ・専業農家も今の規模を維持するのが精一杯で、農地の貸し手は多いが借り手がない。まとまった土地であれば借り手はある。
 ・ハローワークで求人を出しても人が集まらず、人手不足である。
 ・耕作放棄地の解消。
 ・農作物の価格転嫁が必要である。
 主な作物: 水稻、ほうれん草、ブロッコリー、枝豆、オクラ、ナス、小松菜、水菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域として、新規就農者を今後の将来を担う農業者に育成する。
 ・農地を遊休化させないため、マッチングがスムーズに行える仕組みづくりをする。
 ・園芸産地の復活を目指し、それぞれの農家が増産と品質の高位水準化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	287 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	287 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 以下の農地における営農型太陽光発電事業について協議の場(令和7年1月8日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用支障がないことを確認した。
 国府町矢野字藤田321-1番地 1,533㎡(転用面積4.76㎡) 位置図1
 国府町早淵字荒井630-1番地 469㎡(転用面積0.25㎡) 位置図2
 国府町早淵字南川や689-1番地 780㎡(転用面積0.35㎡) 位置図3
 国府町早淵字荒井625-1番地 611㎡(転用面積3.05㎡) 位置図4
 ・以下の農地における転用について協議の場(令和7年10月7日～10月21日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
 国府町早淵字神ノ木367番1の一部 614㎡のうち369.06㎡、国府町早淵字神ノ木367番1の一部 614㎡のうち94.15㎡、国府町矢野字中塚96番4の一部 722㎡のうち275.01㎡、国府町観音寺字矢三田571番7 18㎡、国府町観音寺字屋敷498番6 2.08㎡、国府町北岩延字池尻35番1 1,636㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を検討し、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落営農組織の推進や地域での協力によるサポート体制を整える。また、集落によっては小集落での共同作業や分業制などを今後も検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシや鴨、カラスなどの被害が拡大しないように、檻等の設置で対策するとともに、有害鳥獣の捕獲や追い払いに積極的に取り組んでいく。
- ②化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、安全で安心な作物の生産に取り組んでいく。